

仕 様 書

1. 件 名：海の文化資料館清掃業務
2. 履 行 期 間：契約締結日 ～ 令和9年3月31日まで
3. 履 行 場 所：うるま市立海の文化資料館 ※海の駅あやはし館 2F
4. 業 務 内 容：
 - ①施設内トイレ清掃(2階)
 - (1)清掃の実施は平均週2回(月8回)実施すること。
 - (2)トレイレットペーパー等の補充を行うこと。
 - ②館内清掃(2階)
 - (1)清掃の実施は平均週2回(月8回)実施すること。
 - (2)床面、壁面の掃き掃除およびモップ掛けを行うこと。
 - (3)展示台、棚、窓等の拭き掃除を行うこと。
5. 選 定 基 準：
 1. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。
 2. 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。
 3. 同様な業務実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
6. 業 務 の 報 告
清掃作業報告書を作成し、1か月分をまとめて翌月10日までに発注者へ提出する。
7. そ の 他：その他この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者協議の上、決定するものとする。
8. 特 約 事 項：
 - 1 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。
 - 2 前項の規定により乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

※(特約事項中、甲はうるま市、乙はうるま市と契約を締結する者を示す。)